

平成28年3月25日 招集

平成28年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
平成28年3月25日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について (平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)	1
第4	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について (平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)	9
第5	承認第4号	臨時代理による事務処理の承認について (平成28年度門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)	14
第6	承認第5号	臨時代理による事務処理の承認について (門真市立学校管理職人事について)	16
第7	議案第13号	門真市在日外国人教育基本方針の改訂について	19
第8	議案第14号	門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の制定について	22
第9	議案第15号	門真市放課後児童クラブ条例施行規則等の一部改正について	30
第10	議案第16号	門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部改正について	59
第11	議案第17号	門真市奨学金条例施行規則の一部改正について	69
第12	議案第18号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について	71

第13	議案第19号	門真市教育委員会公印規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について	74
第14	議案第20号	門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について	78
第15		諸報告	80

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について (平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成27年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成27年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生費国庫補助金	千円 686,599	千円 225	千円 686,824	保育対策総合支援事業費補助金	千円 225	保育対策総合支援事業費補助金追加分 (公立保育所運営業) 千円 225
教育費国庫補助金	351,218	292,950	644,168	学校施設環境改善交付金	63,355	沖小学校校舎等大規模改造事業交付金追加分 (小学校施設整備事業) 63,355
				社会資本整備総合交付金	229,595	住宅市街地総合整備事業費補助金追加分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) 229,595

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
まちづくり整備基金繰入金	千円 279,567	千円 64	千円 279,631	まちづくり整備基金繰入金	千円 64	まちづくり整備基金繰入金追加分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) 千円 64

(款) 市債

(項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 207,100	千円 107,600	千円 314,700	社会福祉施設整備事業債	千円 107,600	社会福祉施設整備事業債追加分 (放課後児童クラブ運営事業) 107,600
教育債	2,369,500	672,600	3,042,100	学校教育施設等整備事業債	681,500	沖小学校校舎等大規模改造事業債追加分 (小学校施設整備事業) 681,500
				一般事業債	△ 165,100	体育施設整備事業債減額分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) △ 165,100
				住宅市街地総合整備事業債	156,200	住宅市街地総合整備事業債追加分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) 156,200

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童福祉 総務費	千円 422,232	千円 107,649	千円 529,881		千円	千円
				委託料	1,640	○児童の健全育成の支援
				使用料及び賃借料	33,148	放課後児童クラブ運営事業 107,649
				工事請負費	72,861	委託料
						放課後児童クラブ改修工事監理業務委託料 1,640
						使用料及び賃借料
						仮設校舎借上料 33,148
					工事請負費	
						放課後児童クラブ改修工事 72,861
保育園費	675,006	504	675,510	備品購入費	504	○保育サービスの充実
						公立保育所運営事業 504
						備品購入費
						園用備品費追加 分 504

(款) 教育費

(項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円	千円	千円		千円	
	1,922,351	758,536	2,680,887	需用費	33	○学校施設・設備の充 実
				委託料	16,050	小学校施設整備事業 758,536
				使用料及び賃借料	132,590	需用費
				工事請負費	598,851	消耗品費追加分 33
				備品購入費	11,012	委託料
						沖小学校校舎等 大規模改造工事 監理業務委託料 追加分 13,476
						沖小学校パソ コン移設業務委託 料 2,574
						使用料及び賃借料
						仮設校舎借上料 追加分 132,590
					工事請負費	
					沖小学校校舎等 大規模改造工事 追加分 598,851	
					備品購入費	
					校用備品費追加 分 11,012	

(款) 教育費

(項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円 278,083	千円 220,759	千円 498,842	工事請負費	千円 220,759	千円 ○スポーツ活動推進体制の充実 (仮称)市立総合体育館建設事業 220,759 工事請負費 (仮称)市立総合体育館建設工事追加分 220,759

繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	放課後児童クラブ運営事業	107,649
		公立保育所運営事業	504
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	758,536
	保健体育費	(仮称)市立総合体育館建設事業	120,313

地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設整備	千円 221,000	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。	千円 55,900	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。
社会福祉施設整備	186,600				294,200			
住宅市街地総合整備	846,000				1,002,200			
学校教育施設等整備	2,138,600				2,820,100			
計	3,392,200				4,172,400			

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度教育費等補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

平成28年度教育費等補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
教育費国庫補助金	千円 1,083,047	千円 △ 307,840	千円 775,207	学校施設環境改善交付金	千円 △ 67,956	沖小学校大規模改造事業交付金減額分 (小学校施設整備事業) △ 67,956
				社会資本整備総合交付金	△ 239,884	住宅市街地総合整備事業費補助金減額分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) △ 239,884

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
まちづくり整備基金繰入金	千円 630,974	千円 24	千円 630,998	まちづくり整備基金繰入金	千円 24	まちづくり整備基金繰入金追加分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) 24

(款) 市債 (項) 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
民生債	千円 447,200	千円 △ 86,100	千円 361,100	社会福祉施設整備事業債	千円 △ 86,100	社会福祉施設整備事業債減額分 (放課後児童クラブ運営事業) △ 86,100
教育債	千円 2,880,400	千円 △ 682,500	千円 2,197,900	学校教育施設等整備事業債	千円 △ 676,600	沖小学校校舎等大規模改造事業債減額分 (小学校施設整備事業) △ 676,600
				住宅市街地総合整備事業債	△ 5,900	住宅市街地総合整備事業債減額分 ((仮称) 市立総合体育館建設事業) △ 5,900

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
児童福祉 総務費	441,669	△ 107,649	334,020	委託料	△ 1,640	○児童の健全育成の支援
				使用料及び賃借料	△ 33,148	放課後児童クラブ運営事業
				工事請負費	△ 72,861	委託料
						放課後児童クラブ改修工事管理業委託料減額分
						△ 1,640
						使用料及び賃借料
						仮設校舎賃借料減額分
						△ 33,148
						工事請負費
						放課後児童クラブ改修工事減額分
						△ 72,861

(款) 教育費 (項) 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
学校管理費	千円	千円	千円		千円	千円
	2,090,163	△ 758,536	1,331,627	需用費	△ 33	○学校施設・設備の充実
				委託料	△ 16,050	小学校施設整備事業 △ 758,536
				使用料及び賃借料	△ 132,590	需用費
				工事請負費	△ 598,851	消耗品費減額分 △ 33
				備品購入費	△ 11,012	委託料
						沖小学校大規模改造工事監理業務委託料減額分 △ 13,476
						沖小学校パソコン移設業務委託料減額分 △ 2,574
						使用料及び賃借料仮設校舎借上料減額分 △ 132,590
						工事請負費沖小学校校舎等大規模改造工事減額分 △ 598,851
					備品購入費校用備品費減額分 △ 11,012	

(款) 教育費 (項) 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
体育施設費	千円	千円	千円		千円	千円
	3,213,093	△ 245,760	2,967,333	工事請負費	△ 245,760	○スポーツ活動推進体制の充実
						(仮称)市立総合体育館建設事業 △ 245,760
						工事請負費
						(仮称)市立総合体育館建設工事減額分 △ 245,760

地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
社会福祉施設整備	千円 440,200	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。	千円 354,100	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ 30年以内に半年 賦及び年賦元利均 等又は半年賦及び 年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期間を 短縮し、又は繰上 償還若しくは低利 に借換えすること ができる。
住宅市街地総合整備	2,354,300				2,348,400			
学校教育施設等整備	967,500				290,900			
計	3,762,000				2,993,400			

承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について
(平成28年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、平成28年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

議案第13号

門真市在日外国人教育基本方針の改訂について

門真市在日外国人教育基本方針を改訂するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成4年に策定した門真市在日外国人教育基本方針について、本市における在日外国人児童・生徒の状況が大きく変化したため、本方針を改訂するにつき、本案を提出するものである。

門真市在日外国人教育基本方針（案）

門真市教育委員会
平成 28 年 4 月 1 日

<はじめに>

すべての子どもたちの人権を尊重することは、学校園での教育を推進するために不可欠である。

このような観点から門真市では、平成 15 年（2003 年）に「門真市人権教育基本方針」を策定し、さまざまな「ちがい」を認め合い、ともに学校園で生活を送り、そのような中で子どもたちが豊かにつながり、互いに高め合う取り組みや実践を推進している。

また、門真市内の学校園には、諸外国につながりをもつ子どもたちも多数在籍しており、それらの子どもたちの民族的アイデンティティを尊重し、多文化共生、国際理解教育を推進していくために、平成 4 年（1992 年）に「門真市在日外国人教育基本方針」を策定した。

策定当時、在日外国人教育の中心は、在日韓国・朝鮮人問題であった。日本人児童生徒が正しい歴史認識をもち、在日韓国・朝鮮人児童生徒が本名を名のり、民族的自覚と誇りをもって生きていける環境づくりを課題の中心としていた。

そのような中、1990 年代後半に中国からの渡日児童生徒が門真市内の学校園に多数在籍するようになり、そうした子どもたちへの日本語指導や民族的アイデンティティの確立、まわりの子どもたちの正しい理解などが、新たな在日外国人教育の大きな課題となった。また近年はアジア、欧米等の諸外国につながりをもつ子どもたちの在籍も多く見られるようになった。

こうした状況の変化と現状に対応した教育指針を確立し、実践を推進するために、この度「門真市在日外国人教育基本方針」を改訂することとした。

これまで門真市の学校園で推進してきた成果を継承するとともに、新たな情勢や課題に対応できる取組や実践を創造していくために、次のような基本方針を示すものである。

（※「児童生徒」は幼児も含む）

<基本方針>

1. 学校園教育のすべての場面で人権を尊重する教育を推進する。

- (1) 「ちがい」を認め合い、相手の人権を尊重し、理解や支援をしながらともに生きる力を子どもたちに培っていくための取組を学校園として、組織的・計画的に推進する。
- (2) 単に知識的な側面の指導にとどまることなく、子どもたちが体験的に学び、実感できるプログラムを学級・学年づくりに取り入れ、日々の生活で実践できるような態度や技能を身につけさせ、差別を見抜き、許さない子どもたちを育てる。
- (3) 各教科、道徳の時間、総合的な学習、特別活動などが人権教育と総合的に関連し、子どもたちが学校生活のさまざまな場面で人権について考え、人権を尊重した言動ができるように計画的・系統的な指導を行う。

2. 多文化共生、国際理解教育を推進する。

- (1) 世界にはさまざまな国、民族があり、それぞれが固有の歴史や文化をもっていること、それらを尊重し、学び合うことの大切さを理解させる。

- (2) 在日韓国・朝鮮人問題について、日本社会に多数在住する歴史的背景や在日韓国・朝鮮人がおかれている現実を子どもたちに正しく認識させ、その民族性や文化を尊重し、在日韓国・朝鮮人児童生徒が民族を明らかにして生きていける学校園づくりを推進する。
- (3) 中国からの渡日児童生徒をはじめ、国際化の進展に伴い留学、就労、国際結婚などさまざまな事由で来日する外国人および日系外国人の子どもたちの民族的アイデンティティを理解し、支えながらともに学校生活を送っていける子どもたちを育てていく。

3. 自らの民族に誇りを持ち、本名で生きていく子どもを育てる。

- (1) 外国につながりをもつ子どもたちが、進路の展望を持ち、日本社会で主体的に生活していけるように、日本語指導や学力の保障、進路指導に取り組む。
- (2) 外国につながりをもつ子どもたちが集い、支え合っていく場を設け、それらの活動をまわりの子どもたちが理解し共感していける機会をもつ。
- (3) 外国人児童生徒が、自らの民族に誇りを持ち、本名を使用できるよう指導に努める。また、外国人児童生徒が本名を名のる意味をまわりの子どもたちに理解させ、それを支えていく日本人児童生徒を育てていく。

4. 在日外国人教育を推進する学校園の体制を構築し、教職員研修の充実を図る。

- (1) 学校園として在日外国人教育の基本方針を確立し、実態に応じて計画的・系統的に全教職員で取組を推進していく。
- (2) 在日外国人教育の現状と課題に応じて教職員研修を計画し、それを生かした実践が展開できるように努める。
- (3) 門真市在日外国人教育推進協議会、門真市人権教育研究協議会など関係機関との連携を深め、多様な研修、実践交流の場をもつ。

5. 保護者、地域住民へ働きかけ、連携を図る。

- (1) 在日外国人児童生徒の保護者に対し、学校園としての基本方針を伝え、本名を呼び名のる取組への理解を求め、本名で入学し学校園での生活を送るよう働きかける。
- (2) すべての保護者に対し、在日外国人教育の基本方針を伝え、多文化共生、国際理解教育への理解と支援を得られるよう、情報発信と啓発に努める。
- (3) 外国につながりをもつ人々が地域で自らのアイデンティティを確立して生きていけるよう、地域行事や学校からの情報発信などを通じて理解を求めていく。

議案第14号

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の制定について

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員教育長 三宅 奎介

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)の施行に伴い、門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関し必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに門真市職員の退職管理に関する条例（平成28年門真市条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、門真市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年門真市条例第2号）第2条第1項及び第10条に定めるものとする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第6条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条に定める法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第7条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するとき、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第8条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス若しくは水道水の供給又は電気通信事業者による固定電話の役務若しくは日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第9条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者依頼等承認申請書（様式第1号）を門真市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(部長又は課長に相当する職)

第10条 法第38条の2第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 門真市立小学校及び中学校の校長の職

(2) 門真市立小学校及び中学校の教頭の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第11条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第12条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第10条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第11条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第15条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として教育委員会規則で定

めるものは、第13条に定めるものとする。

(委員会への再就職の届出を要しない場合)

第16条 条例第3条の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 委員会又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合

(委員会への再就職の届出)

第17条 条例第3条の規定による届出は、元門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書（様式第2号）を離職した職又はこれに相当する職の委員会に提出することにより行うものとする。

2 条例第3条の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

再就職者依頼等承認申請書

年 月 日

門真市教育委員会 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

1 申請者

(ふりがな) 氏 名 ㊟	生年月日（年齢） 年 月 日生（ 歳）
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先における地位（役職等）
連絡先 TEL（ - - ）	FAX（ - - ）
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職
離職前5年間 (※)の 在職状況等	所属・職	在職期間		職務内容
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）の契約等との関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		（		）
所属	職			
職務内容				

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給又は電気通信事業者による固定電話の役務若しくは日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

様式第2号 (第17条関係)

年 月 日

門真市教育委員会 様

住 所

氏 名

電話番号

元門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員再就職届出書

門真市職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生年月日	年 月 日
3 離職時の職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

議案第 15 号

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則等の一部改正について

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成26年門真市教育委員会規則第8号）等の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴い、関係各規則において所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則等の一部を改正する規則

(門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正)

第1条 門真市立放課後児童クラブ条例施行規則(平成26年門真市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

様式第3号（第7条関係）

略

門真市立放課後児童クラブ入会不許可通知書

略

（教示）

1. この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2. この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第7条関係）

略

門真市立放課後児童クラブ入会不許可通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第9条関係）

門真市立放課後児童クラブ出席停止・退会通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第9条関係）

門真市立放課後児童クラブ出席停止・退会通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(門真市教育・保育施設等の利用に関する規則の一部改正)

第2条 門真市教育・保育施設等の利用に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

様式第1号（第5条関係）

略

教育・保育施設等利用不承諾通知書

略

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号（第5条関係）

略

教育・保育施設等利用不承諾通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第6条関係）

略

保育所入所承諾書

略

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第6条関係）

略

保育所入所承諾書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

改正後

様式第3号（第6条関係）

入所委託通知書

略

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき次の児童の保育の利用を承諾したので、入所委託します。

番号	児童氏名	生年月日	4/1 年齢	性別	保護者名	保護者住所	区分	保育必要量	階層	利用者負担額	期間
略											

改正前

様式第3号（第6条関係）

入所委託通知書

略

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき次の児童の保育の実施を承諾したので、入所委託します。

番号	児童氏名	生年月日	4/1 年齢	性別	保護者名	保護者住所	区分	保育必要量	階層	利用者負担額	実施期間
略											

様式第4号（第8条関係）

略

保育所利用解除通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

略

保育所利用解除通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

略

保育所利用停止通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

略

保育所利用停止通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則の一部改正)

第3条 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

様式第3号（第3条、第7条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第3条、第7条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認申請却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第4条、第8条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第4条、第8条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

(門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部改正)

第4条 門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則（平成27年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

様式第4号（第4条関係）

略

門真市家庭的保育事業等認可申請却下通知書

略

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

略

門真市家庭的保育事業等認可申請却下通知書

略

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第16号

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部改正
について

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部を次のように改正するに
つき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部を改正する規則

門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則（平成26年門真市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

様式第1号（第3条、第5条関係）

支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書

略

申請の対象となる 児童	略												
<u>上記児童の個人番号（マイナンバー）</u>													
略													

略

氏名（フリガナ）	対象児童と の続柄	生年月日	性別	<u>上段：職業（会社名）又は学校名等</u> <u>下段：個人番号（マイナンバー）</u>
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
略				

略

改正前

様式第1号（第3条、第5条関係）

支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書

略

申請の対象となる 児童	略									
略										

略

氏名（フリガナ）	対象児童と の続柄	生年月日	性別	職業（会社名）又は学校名等
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
（フリガナ）		年 月 日	男・女	
略				

略

様式第2号（第4条関係）

略

支給認定証

略

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第4条関係）

略

支給認定証

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第4条関係）

略

支給認定却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、門真市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

改正前

様式第3号（第4条関係）

略

支給認定却下通知書

略

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、門真市教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、門真市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の際現にこの規則による改正前の門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の様式により提出されている申請書は、この規則による改正後の門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の様式により提出されたものとみなす。

議案第17号

門真市奨学条例施行規則の一部改正について

門真市奨学条例施行規則（平成5年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、奨学金の支給等に関する事務において利用する特定個人情報について規定するにつき、本案を提出するものである。

門真市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

門真市奨学条例施行規則（平成5年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 略</p> <p><u>（奨学金の支給等に関する事務において利用する特定個人情報）</u></p>	<p>第10条 略</p>
<p>第11条 <u>奨学金の支給等に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）生徒又はその世帯全員に係る住民票に記載された住民票関係情報（門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号）別表第3第1号の表の第2の項に規定する住民票関係情報をいう。）</u></p> <p><u>（2）保護者に係る市民税に関する情報（当該情報を利用することについて本人から同意を得たものに限る。）</u></p>	<p>第11条 略</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第11条 略</p>

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第18号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会 規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関	名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
略						略					
門真市教育委員会点検・評価検討委員会	委員3人以内	3人	学識経験者		略	門真市教育委員会点検・評価検討委員会	委員22人以内	22人	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員		略
略						略					
						門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会	委員5人以内	5人	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	又生涯学習部生涯学習課	は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで
略						略					
門真市魅力あふれる教育づくり審議会	会長副会長	11人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	学校教育総務課						
門真市児童福祉	委員8人以内	8人	(1) 学識経験者	2年	こども未						

改正後					改正前				
社審議	副委		(2) 児童福	来部					
会	員長		祉事業に	こど					
			従事する	も政					
			者	策課					

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

門真市教育委員会公印規則及び門真市教育機関等の事務分掌等
に関する規則の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則（平成18年門真市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市立公民館及び門真市立文化会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、門真市立公民館及び門真市立文化会館に係る公印の廃止し、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。







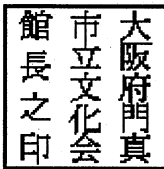
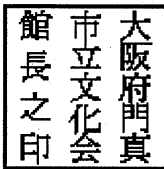
門真市教育委員会公印規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則
の一部を改正する規則

(門真市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 門真市教育委員会公印規則(昭和43年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前													
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)													
番号	名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	印 材	個 数	使用区分	保管者	番号	名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	印 材	個 数	使用区分	保管者					
略							略													
							2	大阪府 門真市	てん ん	方21	つ	1	公民館の所 管に属する	公民館 長						
							2	教育委 員会印	書				許可書用							
							2	大阪府 門真市	れい い	方21	つ	1	文化会館の 所管に属す	文化会 館長						
							3	教育委 員会印 文化会 館専用	書				る許可書用							
							略							略						
							7	大阪府 門真市	てん ん	方18	つ	1	公民館長名 をもつてす	公民館 長						
							7	大阪府 門真市	てん ん	方18	つ	1	文化会館長 名をもつて	文化会 館長						
							2	立文化 会館長 之印	書				する文書用							
							略							略						
7							7													
7							3													
2							7													
2							4													

改正後			改正前		
〃 略			〃 略		
別表第2 (第3条関係)			別表第2 (第3条関係)		
番号	印影 (ひな形)	名称	番号	印影 (ひな形)	名称
〃 略			〃 略		
2-2		大阪府門真市教育委員会印	2-2		大阪府門真市教育委員会印
2-3		大阪府門真市教育委員会印文化会館専用	2-3		大阪府門真市教育委員会印文化会館専用
〃 略			〃 略		
7		大阪府門真市立公民館長印	7		大阪府門真市立公民館長印
7-2		大阪府門真市立文化会館長之印	7-2		大阪府門真市立文化会館長之印
7	〃 略		7-3	〃 略	
7-2	〃 略		7-4	〃 略	
〃 略			〃 略		

(門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正)

第2条 門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則(平成18年門真市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 (第2条、第3条関係)			別表第1 (第2条、第3条関係)		
教育機関等名	所属部課等	長	教育機関等名	所属部課等	長
略			略		
			門真市立公民館	生涯学習部	館長
略				生涯学習課	
			門真市立文化会館	生涯学習部	館長
略				生涯学習課	
			略		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
教育機関等名	分掌事務		教育機関等名	分掌事務	
略			略		
			門真市立公民館	(1) 公民館事業の企画、立案及び実施に関する <u>こと。</u>	
略			(2) 館の使用許可事務に関する <u>こと。</u>		
			(3) 公民館運営審議会に関する <u>こと。</u>		
略			(4) 各種サークル活動の育成及び助言に関する <u>こと。</u>		
			門真市立文化会館	(1) 会館事業の企画、立案及び実施に関する <u>こと。</u>	
略			(2) 会館の使用許可事務に関する <u>こと。</u>		
			(3) 各種サークル活動の育成及び助言に関する <u>こと。</u>		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第20号

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部改正について

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成28年3月25日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年大阪府教育委員会規則第1号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</u>のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎</p> <p>(3) 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別に定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校 _____ に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	平成27年度補正予算（補助執行分）について
2	平成27年度末・28年度当初における教職員人事異動の概要について
3	市立公民館まつりの結果について
4	市立文化会館ふれあいまつりの結果について
5	第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

